

# 韓国の消費者金融市場について

姜 徹熙

韓国 グッドモーニング投資信託運用株式会社

韓国では、日本から進出してきた消費者金融会社が、韓国最大の新聞『朝鮮日報』で取り上げられるなど、韓国の消費者金融（私債）市場は日系の消費者金融（私債）業者がリードしているといっても過言ではない。中でもA&Oクレジット、プログレス、センチュリーソウルなどが代表的である。韓国のIMF金融危機直後の1998年頃から本格的に進出しており、豊富な資金と洗練された営業ノウハウにより少額貸出市場で収益をあげている。

『朝鮮日報』の記事によると、韓国では消費者金融イコール「暗い」というイメージがある。国内の消費者金融業者は、法人登録をして営業を行い、1社あたり20～30の店舗を有し、貸出残高が大きなところでは1,000億ウォン（100億円）程度となっている。しかし日系企業のA&Oの場合、1階に韓国の国営銀行が入っているビルの6階に本店を置き、オフィスは銀行や投資信託会社の小型の店舗と錯覚するような明るいイメージ、対応も親切かつ丁寧で、韓国の消費者金融業者のイメージとはかなり違っている。IMF危機以降、消費者金融市場は2兆ウォン規模になっており、日系企業が急成長する中で国内業者も10社程あるが、競争力の面で日系企業には及ばない。例えばA&Oクレジットの貸出残高は1,400億ウォン（140億円）、上半期だけで250億、年間500億の黒字を予想している。韓国全体の企業をみても、黒字になっている会社はそう多くはない。彼らが成功している理由として、比較的低い金利での資金調達、与信や債権回収のノウハウ、貸倒れ率が5%ぐらいであることがあげられている。政府はマーケットを制度化しようとしているが、そうなるまで日系企業は有利だろうと同紙では報じている。

本稿では、韓国の利息制限法と消費者金融業

界、IMF金融危機以降における消費者金融市場の変化について報告する。IMF金融危機以前は経済の発展を目標に、企業設備資金の調達と財政投融資を最優先した関係で、1960年から70年代末までの20年間は集中成長といわれる程、資金は企業の成長のために使われていた。1962年に利息制限法が制定され、1960年代に年率45%になった一時期を除けば、1998年にIMFの勧告により上限金利が廃止されるまでは25%を上限としていた。日本の利息制限法および出資法が消費者保護を目的としているのに対し、韓国の利息制限法は、資金が一般消費者に流れるのを防ぐための法律であった。

1990年代には、ファイナンスカンパニーとよばれる会社が設立された。これは預金をとらない限り認可のいらぬ商法上の会社で、その他の類似企業として登録することにより、消費者金融を営業することができた。これらの会社は資金調達コストや貸し倒れリスクが高く、税金、営業費用を考えれば、25%の利息制限法の下では営業できないため、個人にではなく、金融機関から借入れのできない企業、その中でも比較的低いリスクの低い企業に貸出していた。しかし不渡りなどで、多くのファイナンスカンパニーは倒産した。

1998年に利息制限法がIMFの勧告により撤廃されて以後、金利の差別化が起こり、2001年12月現在のプライムレートは約6%、個人への貸出金利の一番低いものは約7%となった。また銀行を含め、金融機関が企業向貸出しより個人向貸出しを増やしたことで、信用度の高い企業への貸出し競争は激しいが、信用度の低い企業に対しては積極的に貸出しが行えないため、新しく個人向貸出しを増やした。さらに消費者ローンを含め、様々な金融商品が自由に扱えるよう

## 韓国の消費者金融市場について (姜)

規制を撤廃した。この結果、三星キャピタルによると、消費者金融貸出市場の規模は、1995年～98年は50兆ないし80兆ウォン（5兆～8兆円）であったものが、2000年には164兆ウォン、2001年は250兆ウォン、2005年には400兆ウォンに達すると推定されている。これらは主に銀行や保険会社、カード会社であり、消費者ローンの専門会社に限っていうと、5～6兆ウォンの規模であると推定される。ところが、この急激な貸出の増加により信用不良者が急増し、1996年には96万人だったのが、2000年には250万人

と、経済人口の11%を占めるまでになっている。この理由として、急激に貸出しを増やした事、IMF危機以降韓国社会が疲弊していること、また信用不良の恐ろしさがあまり認識されていないことなどが考えられる。

先にも触れたが、韓国では消費者金融会社は商法に基づき、その他類似と信金融業を目的業種として事業者登録をすると営業を行うことができる。これらの金融機関は割賦金融、金融圏、日系貸金業者の3つに区分することができる。

取扱い機関	商品名	特徴
割賦金融	三星キャピタル アハ ローン	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済) ー15～22%、限度 1,000万ウォン、手数料1～2%
	現代キャピタル ドリーム ローン	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済) ー14～24%、限度 1,000万ウォン、手数料1～4%
	ロッテキャピタル キャッシュ ローン	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済)
金融圏	教保生命 プラス ローン	ー元利金 均等分割方式 ー11.9～18%、限度 1,000万ウォン、手数料1～3%
	銀行圏 総合通帳貸出カード ローン (限度貸出)	ー限度取引方式
	ハンソル金庫 スマートローン (総合通帳貸出)	ー限度取引方式 ー13.5～24%、限度 1,000万ウォン、手数料1%
	セマウル金庫 スピードマイナス	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済) ー10～15%、限度 5,000万ウォン、
日系 貸金業者	プログレス プログレスカード	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済)
	A&O A&O メンバー シップカード	ーリボルビング方式(毎月 一定率の返済) ー36～86%、限度 500万ウォン

表 1

韓国の消費者金融専門会社は2001年の6月末現在で、法人863社、個人549社の合計1,412社である。うちソウルには829社、また未登録業者は1,500社程と推定されている。金利は月利4～7%であるが、中には10%を超える会社もある。しかしながら、これらの経営状態はあまり良くはなく、その理由として、リスクの高い層に貸出を行っているため、貸倒れ率が高く、また資金調達コストが高いことがあげられる。貸倒れ率は10%以上であると推定され、日本の5%と比べると非常に高い。代表的な専門会社の事例をあげると、資本金70億ウォン、店舗数35、職員140名、貸出総額は500万ウォン以内、月利3～7.2%となっており、貸倒れ率は公表していないが、10%以上と推定される。

日系企業は1998年頃から韓国に進出し始め、

現在は10社程あるといわれているが、一つの企業が別の名前で4～5社を設立しているため、正確な数は不明である。これら日系消費者金融会社の平均月利は7～8%、リスクの低い借り手には3～5%、またリスクの高い借り手の場合には10%を越えることもある。貸倒れ率は5%と、韓国の消費者金融会社と比べると低い比率である。日系企業が韓国で成功している大きな理由として、低い資金調達コスト、日本での対面審査のノウハウを活かした与信と高い債権回収力があげられる。また顧客に対しても、素早い対応、利便性などサービスの質の高さも重要なポイントとなっている。

最後に、現在の韓国における政策の動きと国内貸金業者の対応について触れておくことにしよう。政策では貸金業法制定が進められており、

これに基づき専業会社の制度化が図られることになろう。上限金利を設ける法律「金融利用者保護に関する法律」の再導入が検討されており、上限金利は年率60%の予定である。これらに対し、貸金業者は調達金利の水準を下げるため、国内大手の預金金融機関や海外の同業者との資本参加あるいは提携、また専業会社同士の共同信用情報網の構築、日本の専業会社のノウハウの導入などを検討している。